

令和7年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

問い合わせ もしもしセンター 20・0404
医療保険課(国保) 24・8059
(後期・介護) 24・8148

国民健康保険のお知らせ



令和7年度の保険税

税率・税額、賦課限度額が変わりました。
※()内は昨年度の額

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割率	7.0% (6.8%)	2.2% (2.0%)	1.9% (1.8%)
均等割額	30,600円 (30,200円)	9,800円 (9,300円)	9,900円 (9,200円)
平等割額	28,700円 (29,400円)	8,600円 (8,800円)	6,700円 (6,800円)
賦課 限度額	650,000円 (650,000円)	240,000円 (220,000円)	170,000円 (170,000円)

所得割率：世帯加入者全員の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
平等割額：1世帯当たりの額
賦課限度額：保険税の世帯上限額

保険税の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割、平等割)の軽減を受けることができます。令和7年度の基準は以下のとおりです。

軽減判定所得金額	均等割 平等割
43万円+10万円×A	7割軽減
43万円+30.5万円×B+10万円×A	5割軽減
43万円+56.0万円×B+10万円×A	2割軽減

A：年金・給与所得者の人数－1
B：世帯の被保険者の人数

後期高齢者医療のお知らせ



令和7年度の保険料

所得割率	9.88%
均等割額	50,760円
賦課限度額	800,000円

所得割率：加入者の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
賦課限度額：保険料の上限額

保険料の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割額)の軽減を受けることができます。令和7年度の基準は以下のとおりです。

軽減判定所得金額	軽減後の年間均等割額
43万円+10万円×A	15,228円(7割軽減)
43万円+30.5万円×B+10万円×A	25,380円(5割軽減)
43万円+56.0万円×B+10万円×A	40,608円(2割軽減)

A：年金・給与所得者の人数－1 B：世帯の被保険者の人数

介護保険のお知らせ



令和7年度の保険料

介護保険料は据え置きました。保険料基準額は、年額75,600円です。基準額を元に所得段階別の保険料が決められています。

資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

8月1日から使用できる資格確認書または資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの人)を、7月中旬から特定記録郵便で順次送付します。
7月31日で期限切れとなる保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ(70歳以上)は、8月以降に破棄してください。



国民健康保険資格確認書 (国民健康保険に加入の人)

えんじ色に変わります(現藍色)。
マイナ保険証をご利用の方は引き続き医療機関などを受診できます。

後期高齢者医療資格確認書(後期高齢者医療保険に加入の人)

水色に変わります(現桜色)。マイナ保険証の有無に関わらず、令和8年7月末まで使える資格確認書を石川県後期高齢者医療広域連合から発送します。また、8月以降も「限度額適用・標準負担額減額認定証」の認定要件に該当する人は、資格確認書に内容が併記されます。
※同世帯で配達日が異なることもあります。到着までお待ちください。

マイナ保険証をご利用ください



マイナ保険証を使う
メリット



より良い医療を受けることができる

お薬情報や健康診断結果を確認でき、今後の治療に役立てられます。



手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



保険税(料)の決定通知書を送付します

令和7年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。通知書をご覧ください、納期限までに納めてください。

※軽減を受けるには世帯主及び世帯の被保険者で申告がまだの人や所得がない人も所得の申告が必要です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

●納付方法について

普通徴収：納付書または口座振替
特別徴収：年金からの天引き

※年度内で資格を取得または喪失する場合など、上記の納付回数と異なる場合があります。
詳しくは送付する通知書をご覧ください。